

令和6年度第7回（10月）宇検村農業委員会定例総会 議事録

日 時 令和6年10月25日（金）午前9時から

場 所 活性化センター「結いの館」

出席した委員 7名

2. 保池委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員

6. 森委員 7. 重野委員 8. 石原委員（会長）

欠席した委員

1. 渡委員

出席した職員

推進員1名（新元）、事務局2名（産業振興課 古島、桑野）

議事概要

- | | |
|--------------|--|
| 1 議事録署名委員の選出 | 委員6・委員7を指名 |
| 2 会期の決定 | 令和6年10月25日（金）の1日間に決定 |
| 3 諸般の報告 | 視察の報告 |
| 4 協議事項 | 議案第20号 農地法第18条（通知）（可決）
議案第21号 農地法第3条について（一筆を除き可決）
議案第22号 農地法第3条について（可決）
議案第23号 会則の一部改正について |
| 5 その他 | （1）群島農業祭の開催について（周知）
（2）農業者年金の加入促進資材及び研修会について（周知）
（3）養蜂業者について（報告）
（4）視察について（報告・話し合い）
（5）次回定例総会の日程について（周知） |
-

議事詳細

3 諸般の報告

会長より、9月26日の定例総会後、奄美市農業委員会の定例総会視察の報告があった。

4 協議事項

議案第20号 農地法第18条による合意解約の通知、21号～21号 農地法第3条の規定

による許可申請書について、事務局より申請資料の朗読と説明を行った。

21号については申請の譲渡人と登記簿の所有者が異なり、うち1筆は現在の権利者が不明で譲渡人との関係が明らかでない。残り2筆は譲渡人が一部の相続権を持つもので、未登記であるが、2分の1以上の者の同意書が添付されている。今回の議事では権利者不明の1筆を削除し事務局にて調査後、再度申請を受けることとした。

議案第20～22号について、以上の一筆を除き全会一致で可決した。

また、議案第23号では宇検村農業委員会会則の改正案を諮り、全会一致で可決した。

【議案第20号】

・事務局 農地使用合意解約書で、使用貸人が宇検村A地区のaさん、使用借人が村内の団体⑦。場所はA地区の--番地、地目は畑、面積4049m²。すでに村内の法人①がサトウキビ栽培を始めているが、解約が遅れていたため契約ができなかった。今後、法人①から申請があると思います。審議をお願いします。

議案第20号について、質疑なしのため質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第21号】

・事務局 譲渡人が宇検村A地区のbさん、譲受人がA地区のcさん、使用貸借権の設定です。期間は10年間借りる3条許可の申請です。場所は写真があります。

A地区の、3筆のうち1筆目の--番地、この場所についてはすでに借りている方がいて、台帳上で残っております。先に合意解約をしなければいけないことがわかりましたので、解約をしてからの作業になります。今回は、この筆を外して、次回に挙げるといった形でいきたいと思います。

2筆目・3筆目の--番地、--番地はその畑のすぐ下になります。この畑が今回10年間の使用貸借権の許可をお願いしたいという場所です。実際には譲受人がドラゴンフルーツやパッションフルーツの栽培をしているということです。

写真の②の2つが今回の畑です。賃料は無償です。審議をお願いします。

・委員4 (今回除外の) 1筆目の--番地もbさんの畑になるんですか。

・事務局 これもまた補足になりますが、資料の一番後ろで戸籍謄本を添付しています。登記簿の所有者さんがお亡くなりになりましたまだ登記をされていません。dさん、eさんの名義になっている畑があるんです。

1筆目がdさんの畑で、農地を借りる際、2分の1以上の地権者からの同意を得ないといけないということがあって、3条許可申請もしくは農地バンクの農地を借りる手続きをとる形になるんですが、dさんは家系の相関図の証明がすぐに取れないので、2分の1の同意の証明ができません。その証明を取ったのと合わせて合意解約をまずしないといけないです。

あの2筆はeさんの名義になっていますので、今回の譲渡人である奥さん、

子供さんの同意書を付けています。相続人の2分の1以上を確保しているということで、こちらは問題なく3条申請で土地を借りることができるということで確認したところです。

- ・事務局 dさんに関しては宇検村の住基台帳では記録住民となっていて、亡くなっているとか、そういうことも台帳上では不明です。農業委員会としては、連絡がつかないので所有者不明農地という扱いになりますが、登記上の住所に手紙を出して確認を取ります。今回は土地の登記住所は宇検村になっていてわからぬのですが、返事がなかった時に、2か月間公示をして連絡がなければ、所有者不明なんですけど農地バンクに通す形で貸し借りができるようになります。その時、例えば有料で賃借の設定をするのであれば、後々持ち主が見つかったときはその人に払いますっていう形で扱うんですけど、今回は無償です。今まででは所有者が見つかるまで覚書などで耕作されていたこともあったと思うんですけど、保証として間に入ってくれて出来るということでした。ちなみに、無償での貸し借りが多いですが、ほんのちょっとでも賃料を設定すれば、耕作者が亡くなった場合、子供に権利を相続できますし、所有者が亡くなって息子さんなどが引き継いだ場合も、その契約が有効になります。無償の場合は所有者が亡くなった時点で引き継げなくなりますので、覚えておいていただきたいです。
- ・事務局 有償だけごく少額を払う形でいけば、うまくつながっていけるのではないかということですので、検討していただけたら。色々と参考にして取り組んでいただけたらと思います。
- ・会長 1筆目に関しては事務局で追跡調査をしてください。他になければ2筆目、3筆目について採決したいと思います。

議案第20号について質疑を終了。2筆目、3筆目について挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第22号】

- ・事務局 3条許可申請書です。譲渡人が大阪府のfさん、譲受人が宇検村A地区のgさん、場所はA地区の一番地、地目は畠、面積は786m²。無償による所有権の移転です。すでにタンカンか津之輝を植えているようで、管理されている状況でした。
- ・委員3 fさんの住所が大阪って、fさんはもう大阪に引き上げたの？
- ・会長 引き上げる前に申請をしておけばすんなりいったが。
- ・委員4 タンカンはgさんが植えたの？
- ・会長 gさんの世帯員のhさんが植えた。借りる予定で考えていたけど、fさんが土地を処分して大阪に帰るということで所有権移転になった。

- ・事務局 謙渡人の住所番地と登記簿の住所が合ってないと確認をしないといけないんですよ。戸籍の附票を取ってもらって、本人の住所を確認しています。登記の際にも附票が必要になります。村外の場合は本籍地から取り寄せてもらわないといけないので、たまたま、ギリギリで間に合ったので確認できました。
- ・会長 あくまで、住所がはっきりしたということで出しているんですが、後ろの登記簿謄本は登記したときにこの住所で、その後今の住所に住んでいるということ。本人だけ宇検村に来て何年かいたんですが、シマにある土地はみな譲るということでやっているみたいです。
許可をもらって、あとは登記する人が附票をつけたり、契約を結んだりしないといけないですね。本人の確認が出来るということで、これは大丈夫だと思います。

議案第22号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第23号】

- ・事務局 今、互助会費等を奄美信用組合で預けていますが、ATMだけ残して撤退するということで、窓口業務が無くなります。手続きの際に不便をするのではないかということで、今回ゆうちょ銀行に口座開設をしたいと思いますが、添付資料として必要な宇検村農業委員会会則の記載事項に不足があることがわかつたため、改正をはかりたいと思います。
設立日、事務所の住所、役員に関する規定などを加筆し、令和6年11月1日から施行する案になっています。また委任状で、会計業務をする事務局員も明確にしています。
- ・事務局 来年1月まで窓口業務がなくなります。ATMは残るようですが、現状キャッシュカードがないため、お札の入金はできますが、小銭の入金と、すべての出金が出来なくなります。信用組合のカードを作る際にも会則の提出が必要です。
- ・事務局 小銭は小口現金で手元管理をすることになります。
- ・事務局 ゆうちょでは口座開設と同時にカードが作れます。小銭の出し入れは出来ますが、手数料がかかります。ただ、このままでは1月まででお金が出せなくなるので、両方で可能性を探っています。ゆうちょ口座の開設までには2か月くらいかかるので、早めに動いています。
- ・会長 信用組合でカードを作れるか、ゆうちょ銀行に切り替えるか。こちらのほうで段取りしてよろしいですか。
- ・事務局 会長、副会長はこれまで規定がありましたが、監事2名については、名簿の案でよろしいですか。
- ・会長 4月に会計監査がありますので、監事はその時に立ち合いをお願いします。

議案第23号について質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

5 その他

事務局からの連絡

(1) 令和6年度群島農業祭の開催について

出席者は農業委員5名、役場から2名、計7名。

11月7日午前7時までに結いの館前に集合をお願いします。

(2) 農業者年金の加入促進資材及び研修会について

加入促進資材は、年金加入の説明時に配布をお願いします。農業者年金については国保加入者であることや年齢などの加入条件があり、村内では対象者が限られていますが、声掛けを行っていただければと思います。また、12月11日に奄美市で農業者年金地区別会議があります。一度は参加して、説明できるようになっていただければと思います。

(3) 養蜂業者について

瀬戸内町から、村内の畠に巣箱を置いて養蜂を希望する業者さんの来訪がありました。耕作地を借りるのと同じ手続きが必要なこと、養蜂は大島支庁への届け出が必要なこと、近隣の土地所有者との農薬等についての話し合いを行ってほしいことなど、説明を行いました。

(4) 視察について

県農業委員会大会（中止）の代替として、会独自での視察研修について前回話し合いましたが、宇検村総務課に確認したところ、目的が違うため旅費の流用はできないとのことです。次年度に新たに研修予算を組んで提案してはどうかとの事です。

予算計上のため、視察先、おおまかな行程について決める必要があります。

→話し合いの結果

2泊3日で沖縄、時期は10月を想定。北部等へ移動のためバス借上げを含む旅費を計上する。群島農業祭での講演テーマにもあるように、沖縄への販売ルート確保も見据えた視察を行いたいとの希望があり、具体的な視察先については今後調整する。

(5) 次回定例総会の日程について 11月25日（月）を予定。

以上をもって令和6年度第7回定例総会を閉会した。